

体育優良生徒表彰要項

当該年度卒業予定の生徒で、体育・スポーツを愛好し、日常において自ら率先して体育・スポーツ活動を実践し、下記の「表彰審査基準」を満たした者を校長が推薦し、公益財団法人東京都スポーツ協会の審査を経た後表彰する。

記

1 表彰審査基準

- (1) 体育・スポーツ活動において、秀でた技術を有する者
- (2) 学業が優秀で、学習態度が良く、出席状況の良好な者
- (3) スポーツ精神に秀で、他の生徒の模範となる者

2 表彰

- (1) 公益財団法人東京都スポーツ協会会長と、東京都中学校体育連盟会長または東京都高等学校体育連盟会長との連名で表彰する。
- (2) 被表彰生徒には、表彰状ならびに記念品を授与する。
- (3) 表彰人数は、各校男女1名ずつとする。
- (4) 被表彰生徒には、卒業式などの適切な機会に当該校長を経て伝達する。
※表彰状ならびに記念品の当該校長への伝達は、各連盟から行う。

3 申請

- (1) 各学校長が推薦する。
- (2) 推薦書は、別紙様式を用いる。
- (3) 申請期日、提出先は、各連盟の指示によるものとする。

附 則

- 1 この要項は、昭和57年7月23日から施行する。
- 2 この要項は、平成24年4月1日（公益財団法人東京都体育協会の設立登記の日）から施行する。
- 3 この要項は、平成27年4月1日から施行する。
- 4 この要項は、令和6年4月1日から施行する。